

指定居宅介護支援事業者にかかる  
委託介護予防支援・第1号介護予防支援事業の実施要項

(目的)

第1条 この要項は、指定介護予防支援事業者(以下「いきいき支援センター」という。)が指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することに伴う事項につき細目を定めることを目的とする。

(介護支援専門員の研修)

第2条 指定居宅介護支援事業者の事業所に所属する介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。)は、委託業務が適正に実施されるよう、都道府県又は政令指定都市が実施する「予防給付のケアプラン作成に関する研修」(以下「研修」という。)を受講しなければならない。

ただし、介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修又は同法第69条の8第2項に規定する更新研修のうち前段の研修と同様の内容を含むものを修了した介護支援専門員はこの限りではない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項ただし書きに規定するものを除く、介護支援専門員に前項の研修を受けさせ、また当該介護支援専門員を講師にして、他の介護支援専門員に対して研修を実施しなければならない。
- 3 前2項に定める介護支援専門員は、自己研鑽により名古屋市が定める「新予防給付ケアマネジメントマニュアル」の習得に努めなければならない。

(介護支援専門員の服務)

第3条 介護支援専門員は、委託業務を行うにあたり、「介護支援専門員実務研修修了証明書(携帯用)」及び「介護予防支援・第1号介護予防支援事業依頼書」(別紙1)を携行しなければならない。

- 2 介護支援専門員は、対象となる被保険者(以下「対象者」という。)及び家族から求められた場合には、これを提示しなければならない。

(介護予防支援及び第1号介護予防支援の実施)

第4条 介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約に基づく個別事案について依頼はいきいき支援センターから「介護予防支援・第1号介護予防支援事業依頼書」(別紙1)を指定居宅介護支援事業者に送付する方法により行う。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業委託契約書第 3 条による研修を受けた介護支援専門員を選定し、介護予防支援を担当させるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に第 1 号介護予防支援事業を担当させるものとする。
- 4 介護支援専門員は、介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の作成にあたり、いきいき支援センターが作成した「利用者基本情報」を基に、原則として、対象者の居宅を訪問し、対象者又はその 家族に面接を行い、介護予防支援を行う上で解決すべき課題を把握し、「介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果記録表)」を作成する。
- 5 介護支援専門員は、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に対象者又はその家族に提供して、対象者にサービスの選択を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、前 2 項の過程を踏まえ、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案(以下「計画原案」という。)を作成し「介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果記録表)」を作成する。
- 7 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画作成のため計画原案に位置づけた介護予防サービス等の担当者、主治医等を召集して行う会議をいう。)の開催等により、計画原案の内容について担当者等から、専門的な見地からの意見を求めるとともに必要があると認められる場合は、計画原案の修正を行う。
- 8 指定居宅介護支援事業者は、いきいき支援センターに計画原案を提出し、その内容の適正及び妥当性について審査を受けなければならない。
- 9 指定居宅介護支援事業者は、前項の審査により、いきいき支援センターから修正ないし再作成を要請された場合は、これに従わなければならない。
- 10 指定居宅介護支援事業者は、計画原案が確定した後、対象者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果記録表)を交付する。
- 11 指定居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画に基づいて適

切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、指定介護予防サービス事業者等に対し個別サービス計画の作成の指導を行う。

- 12 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防サービス事業者等から、定期的に報告を受けるとともに、対象者の居宅を訪問し、面接等を実施して介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の実施状況及び解決すべき課題の把握に努めなければならない。
- 13 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防サービス事業者等の報告等を基に介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画実施状況に関する記録(「サービス利用票 第 7 表」及び「サービス利用票別表 第 8 表」)を毎月作成し、いきいき支援センターが定める期日までにいきいきセンターに提出しなければならない。
- 14 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防サービス事業者等からの報告等を基に、一定期間後に各対象者の介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画に設定された目標及び提供されたサービスの効果等について評価を行い、いきいき支援センターに対して「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)サービス評価表」を提出して報告しなければならない。
- 15 指定居宅介護支援事業者は、前項の報告を基に決定するいきいき支援センターの今後の方針にしたがって介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の見直しその他の便宜の提供を行わなければならない。

(委託料の請求)

- 第 5 条 委託料の請求は、前条第 13 項に定める介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の実施状況に関する記録及び委託料請求明細書(県外の居宅介護支援事業者等であって代理受領委任払ができない場合は介護予防支援委託料請求書又は第 1 号介護予防支援事業委託料請求書)を添付し、毎月 1 日から月末までの 1 ヶ月分をまとめて行うものとする。
- 2 前項の委託料の請求は、介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画に基づき介護予防サービス等の提供が行われた月の翌月 1 日～ 5 日(該当する日が土・日・祝日の場合は前日、年末年始については、いきいき支援センターが別途定める期日。)まで

に請求をするものとする。ただしその日までに請求ができなかった場合は、翌々月以降に請求するものとする。

(介護報酬等の請求)

第 6 条 いきいき支援センターは、指定居宅介護支援事業者より、介護予防サービス計画の実施状況に関する記録及び委託料請求明細書(県外の居宅介護支援事業者又は対象者が愛知県外の被保険者等であって代理受領委任払ができない場合は介護予防支援委託料請求書)を受理した場合は、その内容を審査した上、前条第 2 項に定める請求がなされた月の 10 日までに愛知県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に対し、指定介護予防支援の介護報酬請求を行わなければならない。

2 いきいき支援センターは、指定居宅介護支援事業者より、第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の実施状況に関する記録及び委託料請求明細書(県外の居宅介護支援事業者又は対象者が市外の被保険者等であって代理受領委任払ができない場合は第 1 号介護予防支援事業委託料請求書)を受理した場合は、その内容を審査した上、前条第 2 項に定める請求がなされる月の 9 日(9 日が休日である場合は、その直前の開庁日)までに名古屋市に対し、第 1 号介護予防支援事業の委託料の請求及び同月の 10 日までに国保連に対し、第 1 号介護予防支援事業の給付管理票の提出を行わなければならない。

(委託料の支払い)

第 7 条 介護予防支援の委託料の支払いについて、愛知県内の指定居宅介護支援事業者にあつては、代理受領委任状(様式第 1 号)に基づき、いきいき支援センターより国保連へ請求した介護報酬を原資として、国保連から居宅介護支援事業者の登録済口座へ委託料相当額を支払うこととする。

2 介護予防支援の愛知県外の居宅介護支援事業者等であつて、代理受領委任払ができない場合について、国保連からいきいき支援センターが介護報酬を受領した場合は、受領後 30 日以内に指定居宅介護支援事業者に対して、委託料を支払うものとする。

3 第 1 号介護予防支援事業の委託料の支払い(対象者が名古屋市の被保険者である場合に限る。)について、愛知県内の指定居宅介護支援事業者にあつては、代理受領委任状(様式第 1 号)に基づき、いきいき支援センターより名古屋市へ請求し

た第1号介護予防支援の委託料を原資として、国保連から居宅介護支援事業者の登録済口座へ委託料相当額を支払うこととする。

- 4 第1号介護予防支援事業の第3項以外の場合であって、代理受領委任払ができない場合について、名古屋市からいきいき支援センターが第1号介護予防支援の委託料を受領した場合は、受領後30日以内に指定居宅介護支援事業者に対して、委託料を支払うものとする。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成28年6月1日から施行する。ただし、この要項の施行について必要な準備行為は、要項の施行日前においてもすることができる。
- 2 指定介護予防支援事業者にかかる委託介護予防支援の実施要項(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

別紙 1  
平成 年 月 日

【指定居宅介護支援事業所】

御中

【いきいき支援センター】

印

介護予防支援・第1号介護予防支援事業依頼書

介護予防支援・第1号介護予防支援事業について下記のとおり依頼します。

被保険者番号			
フリガナ			
被保険者氏名			
性別	男・女		
生年月日	M・T・S	年	月 日 ( 歳)
被保険者住所			
電話番号			
FAX番号			

なお、委託契約書第9条第1項の規定により、依頼を受けることができない場合は、受けることができない正当な理由を裏面に記載するとともに同条第3項の規定により、利用者に紹介を行った他の居宅介護支援事業所の名称等について記載のうえ、送り返してください。

【問い合わせ先】

いきいき支援センター

担 当  
電 話

平成 年 月 日

【いきいき支援センター】

【指定居宅介護支援事業所】

事業所名

事業所

代表者職氏名

印

当事業所は、委託契約書第9条第1項の規定により、介護予防支援・第1号介護予防支援事業の依頼を受けることができませんので、下記のとおり報告します。

また同条第3項の規定により、介護予防支援・第1号介護予防支援事業を依頼する指定居宅介護支援事業者を被保険者の方に紹介いたしましたので連絡します。

①依頼を受けることができない理由

--

②紹介を行った他の指定居宅介護支援事業所

事業者番号	
名称	
所在地	
電話番号	
FAX番号	

【問い合わせ先】

担当

電話